

学校法人香川学園役員報酬基準規程

施行 令和2年4月1日

改正 令和7年6月13日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人香川学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、役員報酬（以下、「報酬」という。）、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、学校法人香川学園給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
 - (2) 非常勤の役員 報酬
 - (3) 理事長 報酬、退任慰労金
- 2 前項に定める報酬等及びその他の職務執行の対価を受領しない役員には、支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員の報酬年額は別表第1に、非常勤の役員の報酬年額は別表第3に定める額を上限として支給する。

- 2 理事長の報酬は年俸制とし、報酬年額は別表第1又は別表第3に定める額の範囲内で、理事会において決定する。
- 3 理事長の退任慰労金は別表第2に定める算式により算出される額で支給するものとし、変更がある場合は、理事会において決定する。
- 4 常務理事の報酬年額は別表第1に定める額で支給するものとし、変更がある場合は、理事会において決定する。
- 5 常務理事の報酬は、前項の他、理事の報酬年額についても別表第1に定める額で支給するものとし、変更がある場合は、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 第4条第2項及び第4項に定める理事長、常務理事の報酬は、月額に換算した額を毎月21日（当日が休日もしくは土曜日に当たる時は、その前日）に支給する。
 - (2) 理事長以外の役員の報酬及び第4条第5項に定める報酬は、報酬年額を2分割した額を7月及び12月に支給する。
 - (3) 退任慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、第4条第3項に定める算定方法により、原因となった翌日から1か月以内に支給するものとする。ただし、理事会が認めた場合はこの期間を超えて支給することができる。
- 2 報酬等は、銀行振込によって支給する。

(費用)

第6条 役員が職務の執行に当たって旅費を要する場合は当該費用の実費、日当及び宿泊費については出張規程により支給する。

(理事長の報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(理事長以外の役員の報酬等の月割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50円以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この規程をもって私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を要する。

附 則

1 この規程は令和2年4月1日から施行する。

2 平成5年11月25日制定の学校法人香川学園役員等報酬規程及び平成3年6月3日制定の学校法人香川学園役員等退任慰労金支給内規は廃止する。

3 この規程の適用前から現に在籍する役員の在籍期間における退任慰労金の算定にあたっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は令和5年5月26日から施行する。

附 則

1 この規程は令和7年6月13日から施行する。

2 この規程の適用前から現に在籍する役員の在籍期間における退任慰労金の算定にあたっては、なお従前の例により精算する。

別表第1 (常勤の役員の報酬上限額)

役職名	報酬年額
理事長	10,350,000円
常務理事	288,000円
理事	300,000円

別表第2 (理事長の退任慰労金算定式)

理事長	在職最終年度の報酬年額に在職年数を乗じた額の1/8の額
-----	-----------------------------

※上記在任年数及び在職年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第3 (非常勤の役員の報酬上限額)

役職名	報酬年額
理事長	5,000,000円
理事・監事	300,000円